



定期第 1 4 2 号 令和元年 1 2 月 2 4 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 0 2	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
6 0 3	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
6 0 4	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
6 0 5	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
6 0 6	道路の区域を変更する件	道路整備課
6 0 7	同	同
6 0 8	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施した一般競争入札の落札者公告	医療政策課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第六百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
村上歯科医院	板野郡北島町北村字水神原 四二一	村上 雅彦	令和元年十一月一日
表原文江歯科	徳島市助任本町二丁目三九 一	表原 文江	同
アップル調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四 〇一八	株式会社アップル調剤薬局	同

徳島県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
村上歯科医院	二 一 板野郡北島町北村字水神原四	村上 裕一	令和元年十月 三十一日
表原内科・歯科	一 徳島市助任本町二丁目三九	表原 弘	同

徳島県告示第六百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人峰寿会	美馬市脇町字拝原一四九六五	岡内科病院	美馬市脇町字拝原一四九六五	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年九月四日

徳島県告示第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

那賀川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	岩 浅 嘉 仁	阿南市日開野町西居内四二六 二

徳島県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和元年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 6	賀 日和佐上那	同 那賀郡那賀町深森字下モ 向三番地先から 同 七番一地先まで	新 旧	一〇・〇〇～二四・六 三・七〇一六・二	二二七・五 二二七・五

徳島県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和元年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 5 4	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田方穴吹		美馬市穴吹町穴吹字藤ノ 本一五八番一地先から 同 字美少 田四二番一地先まで	同	新	二・六〇七・一	一三四・〇
				旧	三・三丁一六・〇	一三四・〇

徳島県告示第六百八号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年一月十一日から施行する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表阿南農業協同組合の加茂谷支店の項及び鷺敷支店の項を削る。

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第三
条第一項に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、
同規程第十四条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十四日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
一般診断用装置（レントゲン装置）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
地方独立行政法人徳島県鳴門病院用度課
鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
- 三 落札者を決定した日
令和元年十一月七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社よんやく徳島営業部
板野郡北島町鯛浜字中須四番地二
落札金額
八千六百三十五万円
- 五 落札金額
八千六百三十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和元年九月二十七日

徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号中「~~本~~ 附則」を「~~本~~ 附則」に、「徳島銀行」を「徳島大正銀行」に改める。

様式第二十五号中「~~本~~ 附則」を「~~本~~ 附則」に改める。

様式第二十五号の二中「~~本~~ 附則」を「~~本~~ 附則」に改める。

附 則

この規程は、令和二年一月一日から施行する。